

令和8年度 古布庄地区行政懇談会

日 時：令和8年8月4日(火)午後7時～9時まで

会 場：古布庄地区公民館大会議室

(参加予定者)

【琴浦町】・福本町長

(4人) ・村上副町長

・河原教育長

・山田総務課長

・その他

【古布庄】・まちづくり協議会役職員 15人

(43人) ・各部落(12集落)からの参加者 ※区長含む

(20戸以上) 4集落×3人=12人

(19戸以下) 8集落×2人=16人

(日 程)

1. 開 会

2. 主催者あいさつ

3. 町長あいさつ

4. 出席者紹介

5. 報 告 (琴浦町から)

1. 町が重点的に取り組んでいる(取り組む予定)の事業について

2. 古布庄地区活性化への取り組みについて

(1) 旧古布庄保育園の改修について

(2) 旧古布庄小学校の活用について(構想) ※林養魚場のサケマス養殖

(3) TOTTORI星乃丘ワイナリーとの連携(活動)について

6. 意見交換

1. 琴浦町LINEアプリの全町普及について

2. ゴミ収集に係る町の統一基準について

3. 主要地方道(県道44号東伯～野添線)沿いの空き家対策について

4. 主要地方道(県道44号東伯～野添線)を安全に通行するための方策について

5. その他

7. その他

8. 閉 会

リモート相談窓口

実証実験を8月からスタートします



職員が
サポートするので
初めての方でも
安心です

こんな相談が
できます

- ・分庁舎から本庁舎
税務課へ納税の相談
- ・公民館から分庁舎
上下水道課へ水道
手続きの相談



画面越しに職員へ相談できる仕組みを試験的に導入します



身近な場所で相談
公民館などの身近な場所で
役場の相談ができます



役場の職員と直接相談
画面越しに職員と話せるので
安心して相談できます



時間と手間を縮約
移動の負担がなく、待ち時間も
少なくご利用いただけます

ご利用
お待ちしております

琴浦町役場 総務課 DX・防災推進室
☎0858-52-1700
受付時間 平日 9:00～17:00

ご要望・お問い合わせ

琴浦町 リモート相談窓口 検索



詳しくはこちら

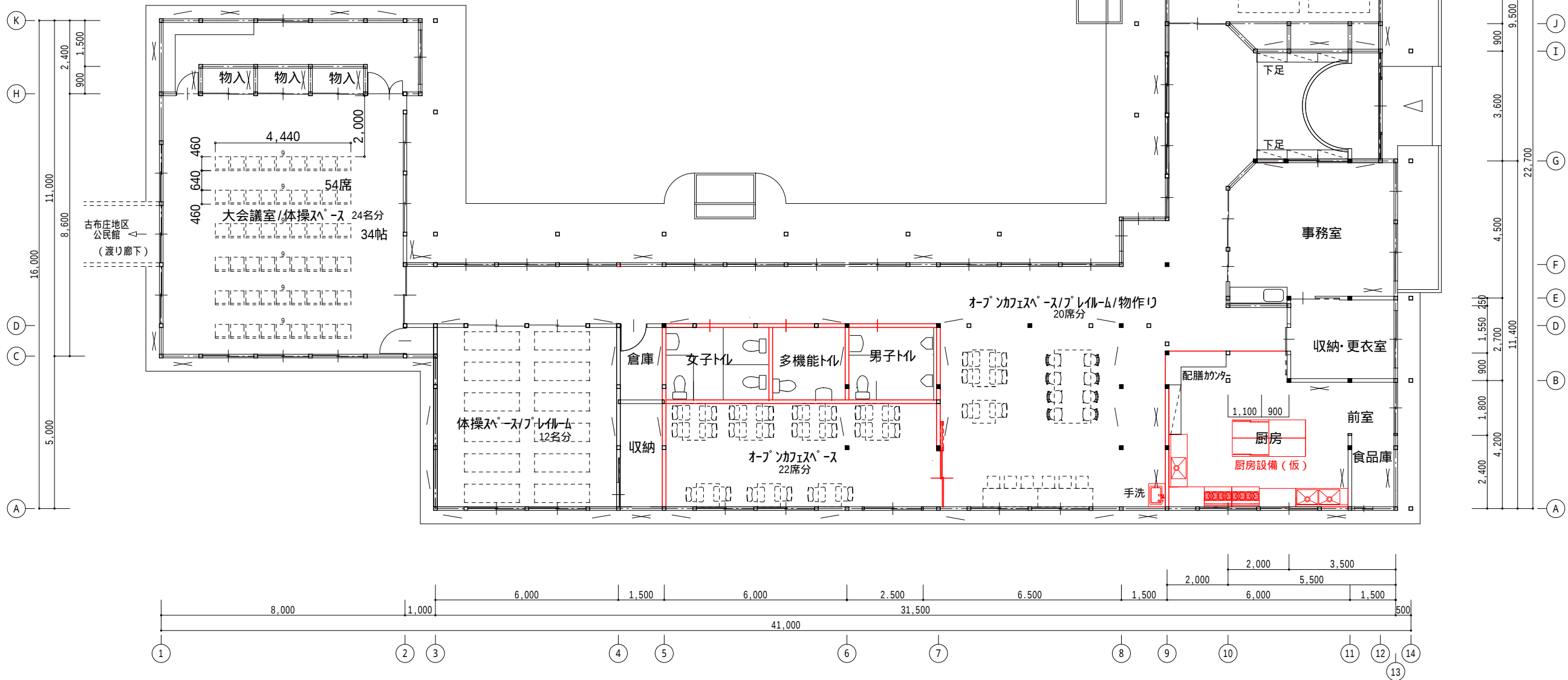
(1) 旧古布庄保育園の改修について

【活動活性化に向けた改修内容】
オープンカフェ、プレイスペース、フリーマーケットコーナー、トレーニングルーム

【利便性向上に向けた仕様変更】
間取り変更、バリアフリー化（スロープ等による段差解消）、厨房、トイレ、屋根、外壁

【PRに向けた備品整備】
テレビ、DVDプレーヤー

【スケジュール】
令和8年度 - 詳細設計、令和 9 年度 - 改修工事、令和10年度 - イベントの開催



旧古布庄保育園 平面図 S=1:150 延床面積：452.850m²

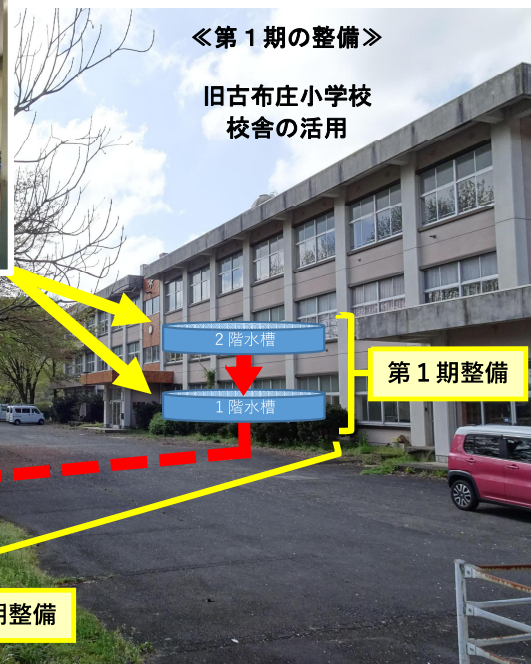
第1期の整備

- ① 孵化・稚魚用水槽（校舎2階フロア）
↓ 成長した魚を1階の水槽へ
- ② 幼魚用水槽（校舎1階フロア）



《第1期の整備》

旧古布庄小学校
校舎の活用



第1期整備

第2期整備

◎ 琴浦町別所にある
「循環式陸上養殖施設」



《第2期の整備》

旧古布庄小学校
グラウンドの活用

第2期（将来）の整備

- ② 幼魚用水槽（校舎1階フロア）
↓ 成長した魚をグラウンドの水槽へ
- ③ 大型水槽（グラウンド）
サイズごとに分け生産効率を高める

旧古布庄小学校を活用した地域イベントでの協力（案）

マスつかみイベント



マス釣りイベント



マスの放流イベント



TOTTORI 星乃丘ワイナリーとの連携（活動）について

1 「TOTTORI 星乃丘ワイナリー」完成記念式典（報告）

第1部 完成記念式典

- (1) 主 催 株式会社 TOTTORI 星乃丘ワイナリー
- (2) 日 時 令和8年7月11日（土）
 - ①式典 10 時～10 時 30 分 ②醸造棟見学等 10 時 30 分～11 時 30 分
- (3) 場 所 TOTTORI 星乃丘ワイナリー ショップ棟
- (4) 内 容 式典及び内覧会
- (5) 出席者 (株)TOTTORI 星乃丘ワイナリー関係事業者
 鳥取県知事、鳥取県議会議員（琴浦町選出）、国会議員（鳥取県選出）
 琴浦町長、琴浦町議会（議長・副議長、総務産業常任委員会）
 農業委員会、商工会、観光協会、古布庄まちづくり協議会、地域住民区長

第2部 完成記念イベント

- (1) 主 催 株式会社 TOTTORI 星乃丘ワイナリー
- (2) 日 時 同日午後 14 時 00 分～16 時 00 分
- (3) 場 所 TOTTORI 星乃丘ワイナリー ショップ棟
- (4) 内 容 シンガーソングライター矢野絢子ライブ



【主催者挨拶】



【セレモニー】



【ライブ】

2 「TOTTORI 星乃丘ワイナリー」が令和8年8月23日（日）にオープン予定

ショップ棟での営業を開始するほか、8月中旬より白ワイン用ぶどうの収穫と醸造を開始します。

3 古布庄まちづくり協議会と「TOTTORI 星乃丘ワイナリー」との連携

古布庄まちづくり協議会のイベントと連携し、ワインを通じて交流と賑わいを創出。地域コミュニティを活性化し、産地への愛着を育むことで、地域に愛されるワイナリーを目指しています。

令和 8 年度 古布庄地区行政懇談会

番号	要望	町 回 答	
		担当課	町の対応方針
1	●琴浦町LINEアプリの全町普及	企画政策課 52-1708	琴浦町の公式LINEについては、現在5,000人を超える方にご登録いただいています。引き続き、広報誌やホームページでの案内に加え、公民館での定期的なスマホ教室の開催を通じ、登録を推進していきます。 ①スマホをお持ちでない方 スマートフォンの購入補助については、すでに自費で購入されている方との公平性を保つ観点から困難ですが、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、すなわちスマートフォンで各種手続きができるようになるなど、町の行政サービスのデジタル化を進めることで、スマホの利便性を実感できる環境づくりとその周知を行っていきます。 ②LINEアプリを使用していない方 町の公式LINEでは、イベント情報をはじめ、施設予約、ごみ関連情報、防災情報など、町のあらゆる情報が一元化されているため、簡単かつタイムリーに情報を取得することができます。また、ごみ収集日のプッシュ通知など、LINEアプリならではの機能も活用できます。このような便利な機能を広報誌等で積極的に紹介し、LINEアプリの導入促進を図っていきます。 ③使い方がわからない方 引き続き公民館などでのスマホ教室を実施し、スマホの基本操作に関する疑問を解消できる場を設けることで、便利なデジタルサービスを多くの町民が利用できるよう支援していきます。
2	●ごみ出し開始時間に係る町統一基準を設定のうえ（例えば「当日午前5時から」）「琴浦町ごみ収集日程表」へ明記願いたい。	町民生活課 52-1703	ごみ出しの時間等につきましては、各自治会で許容できる範囲のルールを定め、運用いただいています。夜勤や早朝勤務の方など住民の皆さまの生活リズムは多様であり、町として一律の開始時間を定めることは、排出機会を過度に制約するおそれがあるため困難と考えています。
3	●主要地方道東伯野添線沿いの空家の撤去について	建設住宅課 55-7805	空き家は所有者又はその相続人等が適正管理する義務があります。 ご指摘の空き家2件について、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者又はその相続人等を調査し、適正管理するよう通知します。

1 琴浦町 LINE アプリの全町普及

《提案理由・趣旨》

琴浦町 LINE アプリは、行政連絡、災害関連情報など、情報が豊富で、かつ防災無線による音声告知に比較して、その伝達の確実度は高く、「広報ことうら」と並ぶ広報媒体であると考えられるが、町民への普及度はまだ低い、と思われる。

①スマホなし、②LINE アプリ使用してない、③使い方がよくわからない等の方々に対して、町として普及の手立て（補助金、使い方周知など）を講じ、本アプリの普及を図っていただきたい。

2 ごみ出し開始時間に係る町統一基準を設定の上（例えば「当日午前5時から」）、
「琴浦町ごみ収集日程表」へ明記願いたい。

《提案理由・趣旨》

収集日の前日からごみを出す住民が散見されるが、生ごみからの悪臭発生、動物による袋破り・散乱など、近隣住民への迷惑が懸念される。「ごみは、収集日当日に出す」という常識に反して、収集日前日のごみ出しがなされる要因の一つに、当該常識が、きちんとルール化、明文化されていないことが、あげられると考える。ごみ出し開始時間に係る町統一基準を設定の上（例えば「当日午前5時から」）、
「琴浦町ごみ収集日程表」へ明記願いたい。

以前、琴浦町役場へ、今回同様の申し入れをした際、「各自治会で必要により決めてください」と一蹴されたことがあるが、今後、ごみ収集日の二日も三日も前からごみを出す（自宅内に置いておきたくないから）といった事態へエスカレートさせないため、今から、規制をかけておく必要があると考えます。

3 主要地方道東伯野添線沿いの空家の撤去について

《提案理由・趣旨》

主要地方道東伯野添線沿いに空家が2軒（古布庄地区杉地に1軒、下郷地区下大江に1軒）あるが、景観を損ねており、県外からの観光来訪者や移住希望者へ、決して良い印象は与えないので、適宜の方法による撤去（所有者による撤去、それができない場合は町による撤去）が相当と考えます。

※ なお、琴浦町きれいなまちづくり条例第6条には、「1項 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めなければならない。2項 土地所有者等は、町が行う環境美化施策に協力しなければならない。」とあります。もしこの条項が、本条例の目的である「ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止」にとどまらない、広範囲な所有者の責務を規定しているものなら、上記の空家放置は、本条例に抵触となると思います。



旧カウベル平面図

